

平成 20 年 12 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 トップカルチャー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 清 水 秀 雄
社 長
(コード番号7640・東証 第1部)
問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 宮 原 務
兼 総 務 部 長
T E L 0 2 5 - 2 3 2 - 0 0 0 8
<http://www.topculture.co.jp>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 12 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 1 月 28 日開催予定の第 24 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下、「決済合理化法」）が平成21年1月5日に施行されることにより、当社普通株式は、「社債、株式等の振替に関する法律」（平成13年法律第75号）に基づく株式等振替制度（株券電子化制度）で取り扱われることになりました。これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。
- (2) 本変更に係る株券喪失登録簿に関する事務についての経過的な措置を定めるため、附則第1条および第2条を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更案は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 1 月 28 日（水）
定款変更の効力発生日 平成 21 年 1 月 28 日（水）

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
<p>第6条 (条文省略)</p>	<p>第6条 (現行どおり)</p>
<p>(株券の発行)</p>	
<p><u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第8条 (条文省略)</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p>
<p>(单元株式数及び单元未満株券の不発行)</p>	<p>(单元株式数)</p>
<p>第9条 当社の单元株式数は、100株とする。</p>	<p>第8条 当社の单元株式数は、100株とする。</p>
<p><u>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、单元株式数に満たない数の株式(以下「单元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(单元未満株式を有する株主の権利)</p>	<p>(单元未満株式についての権利)</p>
<p>第10条 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>	<p>第9条 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>
<p>(1) ～ (3) (条文省略)</p>	<p>(1) ～ (3) (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p>
<p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>	<p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>

現行定款	変 更 案
<p>3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成ならびに<u>これらの備置き</u>その他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第13条～第17条 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主<u>又は</u>代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第20条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員<u>又は</u>補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>3 当社の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿に関する事務は、<u>これを株主名簿管理人に委託し</u>、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第12条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主<u>または</u>代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度<u>の</u>うち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員<u>または</u>補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>

現行定款	変 更 案
<p>第22条～第28条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第21条～第27条（現行どおり）</p> <p>（以下、条数を繰り上げる）</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u></p>

以上